

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

	担当課	循環型社会推進課	検索番号	1 - 6
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15の2の7	
不利益処分	産業廃棄物処理施設の改善命令等			
(根拠規定)				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
(改善命令等)				
第十五条の二の七 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。				
一 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第十五条の二第一項第一号若しくは第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。				
二 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第十五条の二第一項第三号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。				
三 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。				
四 産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。				
(処分基準)				
愛媛県廃棄物許可業者行政処分取扱要領				
(行政処分を行う場合の原則)				
第3条 行政処分は、行政指導を行うだけでは、法の目的を達成できないと認められる場合に行うものとする。				
2 行政処分を行うに当たっては、営業の自由を十分に尊重し、何ら合理的な理由なく特定の者を差別的に取り扱い、又は不利益を及ぼすことのないようにするとともに、行政処分の内容は、違反行為の態様等に比例したものとしなければならない。				
(使用停止命令の基準)				
第6条 知事は、許可業者が、別表第3の左欄各項のいずれかに該当する場合は、同欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を上限とする期間を定めて、使用停止命令を行うものとする。				
2 使用停止命令は、施設全部の使用を停止させるものとする。ただし、施設の一部の使用を停止させることにより、法の目的を達成することができると認められるときは、この限りでない。				

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

	担当課	循環型社会推進課	検索番号	1 - 6
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15の2の7	
不利益処分	産業廃棄物処理施設の改善命令等			
(行政処分の軽減の特例)				
<p>第7条 知事は、行政処分の決定に当たって、情状酌量すべき相当の事情その他知事が適当と認める特別の事由があるときは、第4条(別表第1 1から3の項を除く。)、第5条第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、行政処分の内容を軽減することがある。</p> <p>2 前項の場合において、別表第2 2の項若しくは3の項又は別表第3 2の項若しくは3の項に掲げる違反行為等に対する行政処分の内容を軽減する場合は、それぞれ該当する項の次の項の右欄に掲げる日数を下回る日数を事業停止命令の期間とする軽減は、行わないものとする。</p>				
別表第3(第6条、第7条関係) 使用停止命令の基準				
1 別表第1 4、5又は6項のいずれかに該当する場合(第4条の規定により許可の取消しを行わなかったものに限る。)		180日		
2 次の各号のいずれかに該当する場合		必要な改善期間又は応急措置に必要な期間		
(1) 法第9条の2第1項第1号、第2号又は第4号の規定に該当しているものの、当該該当事項の改善を図ることができると認められるとき。				
(2) 法第14条の3第2号又は第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定に該当しているものの、当該該当事項の改善を図ることができると認められるとき。				
(3) 法第15条の2の7第1号、第2号又は第4号の規定に該当しているものの、当該該当事項の改善を図ることができると認められるとき。				
(4) 法第21条の2第2項の規定による命令に違反したとき。				
3 次の各号のいずれかに該当する場合		90日		
(1) 法第12条の4第1項の規定に違反したとき。				
(2) 法第12条の6第3項の規定による命令に違反したとき。				
(3) 法第15条の19第4項の規定による命令に違反したとき。				
(4) 法第19条の10第1項の規定による命令に違反したとき。				
4 次の各号のいずれかに該当する場合		60日		
(1) 法第8条の2第5項の規定に違反したとき。				
(2) 法第9条第2項の規定に違反したとき。				
(3) 法第15条の2第5項の規定に違反したとき。				
(4) 法第15条の2の6第2項の規定に違反したとき。				

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

		担当課	循環型社会推進課	検索番号	1 - 6
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15の2の7		
不利益処分	産業廃棄物処理施設の改善命令等				
5 次の各号のいずれかに該当する場合					
(1) 法第8条の2の2第1項の規定に違反したとき。					
(2) 法第8条の4(第9条の10第8項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。					
(3) 法第9条第3項又は第4項の規定に違反したとき。					
(4) 法第9条の2第1項第4号の規定に該当したとき。					
(5) 法第9条の7第2項の規定に違反したとき。					
(6) 法第12条第3項、第8項又は第13項の規定に違反したとき。					
(7) 法第12条の2第3項、第8項又は第14項の規定に違反したとき。					
(8) 法第12条の3第1項、第3項から第6項、第9項又は第10項の規定に違反したとき。					
(9) 法第12条の4第2項、第3項又は第4項の規定に違反したとき。					
(10) 法第12条の5第1項から第3項又は第5項の規定に違反したとき。					
(11) 法第14条第13項又は第14項の規定に違反したとき。					
(12) 法第14条第17項の規定に違反したとき。					
(13) 法第14条の2第3項の規定に違反したとき。					
(14) 法第14条の3第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定に該当したとき。					
(15) 法第14条の4第13項又は第14項の規定に違反したとき。					
(16) 法第14条の4第18項の規定に違反したとき。					
(17) 法第14条の5第3項の規定に違反したとき。					
(18) 法第15条の2の2第1項の規定に違反したとき。					
(19) 法第15条の2の4の規定に違反したとき。					
(20) 法第15条の2の6第3項の規定に違反したとき。					
(21) 法第15条の2の7第4号の規定に該当したとき。					
(22) 法第15条の4の規定に違反したとき。					
(23) 法第15条の4の4第3項の規定に違反したとき。					
(24) 法第15条の4の7第2項の規定に違反したとき。					
(25) 法第15条の19第1項から第3項までの規定に違反したとき。					
(26) 法第18条の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。					
(27) 法第19条第1項又は第2項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。					
(28) 法第21条第1項の規定に違反したとき。					
30日					

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

		担当課	循環型社会推進課	検索番号	1 - 6
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15の2の7		
不利益処分	産業廃棄物処理施設の改善命令等				
6 前各項に掲げる違反行為以外の違反行為をしたとき。					10日